

館林市子ども・子育て会議について

1 趣旨

子ども・子育て支援法第 77 条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、「館林市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「館林市子ども・子育て会議」を設置しました。

2 組織について

子ども・子育て支援に関し、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者など 15 名以内で構成しています。

3 審議事項について

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項により

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
- ②子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること
- ③特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関すること
- ④特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関すること

4 今年度のスケジュールについて

第 1 回（令和 3 年 8 月 20 日 書面会議）

- ・ 公立幼稚園・保育園 就学前の教育・保育のあり方に関する方針

第 2 回（令和 3 年 10 月 26 日）

- ・ 委嘱
- ・ 館林市子ども・子育て支援事業について

第 3 回（令和 4 年 2 月）予定

- ・ 館林市子ども・子育て支援事業計画 実施状況について
- ・ 教育・保育施設の利用定員について